

令和 5 年度 事業計画書



株式会社 日電工業

デイサービスセンター長生東

chousei-higashi



【基本理念】

- ・要介護状態になっても住み慣れた自宅で安心して、できる限り生活が続けられるよう、自宅での生活を想定した機能訓練・プライバシーに配慮した排泄、入浴サービスや食事などを提供すると共に介護者のレスパイトケアを行っていく。
- ・常にコンプライアンスを意識して事業活動を行っていく。
- ・次世代の福祉を担う人材の育成に寄与していく。

【事業の目的】

- ・利用者が住み慣れた自宅での生活が1日でも長く続けられるよう、介護保険の中でのデイサービスが担う役割を十分に果たす。
- ・デイサービスが必要となった時に、その利用者のニーズ、環境や身体状況、思考に合ったデイサービスを探す選択肢を増やすことができるよう、他デイサービスとの差別化を図る。
- ・地域包括ケアシステムの実現の為、デイサービス長生東の利用者に限らず、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、福祉の相談窓口として活動する。

【事業目標】

- ・年間稼働率80%以上を保つ。
- ・地域住民からの介護保険制度等に関する相談を受ける（通所・居宅利用に関わらない）

【事業方針】

- ・利用者自身の持っている能力を維持・向上できるよう、デイサービスという整えられた環境で社会参加につながる活動を行っていく。
- ・身体状況や認知症の重度・軽度に関わらず、デイサービスセンター長生東の利用を希望される人すべての方を対象としサービス提供を行える体制を整える。
- ・職員全員に施設の基本理念を周知させ、「何を根拠に仕事をしているのか」を常に理解しながらその専門職が持つ知識、技術を最大限に活用してサービスに当たる。
- ・介護保険上のデイサービスの位置づけ、地域密着型サービスの役割をしっかりと理解し、他事業所や医療機関、保険者や地域包括支援センター、地域住民や商店などと連携を図り利用者の在宅生活を支援していく。
- ・介護支援専門員が作成したケアプランを元に通所介護計画書を作成し、全職員に各利用者の計画書を理解させ、その中の目標を達成できるよう機能訓練や介護に当たる。
- ・各職員は自らも積極的に知識・技術の向上に取り組み、専門職としての意識を高め、施設としてもそのスキルを十分に發揮できるよう体制づくりを行う。

【会議計画】

- ・毎月1回、職員会議を開催する。

【研修計画】

※下記研修を実施していく。研修によっては併設の居宅介護支援事業所と合同で行う。下記研修以外に各職員の応じた外部研修に参加させていく。

月	研修内容	月	研修内容
4月	介護現場におけるハラスメント	10月	事故防止・緊急時対応
5月	介護保険制度と通所介護の位置づけ	11月	非常災害時の対応
6月	事業報告・事業計画	12月	感染症及び食中毒
7月	個人情報・プライバシー保護	1月	事故防止再発防止、安全対策
8月	虐待防止及び身体拘束排除	2月	認知症及び認知症ケア
9月	介護職員としての倫理と法令遵守	3月	交通安全

【運営推進会議】

第1回目を7月、第2回目を12月に開催する。第2回はほんのう地域の事業所と共同で開催する。

【地域との関わり】

- ・介護保険申請前等で緊急的に福祉用具が必要な地域住民に対しての福祉用具の貸し出し
- ・地域の小学校等へ利用者が作成した雑巾の寄付
- ・デイサービス、居宅の利用に関わらない地域住民からの相談を受ける

【避難訓練計画】

年2回（9月・3月）に火災、地震津波を想定した訓練を実施する。

【コロナウィルス対策】

下記の通りの対策を講じる

- ・職員出勤時の検温と体調確認
- ・利用者迎え時の検温
- ・利用者来所時の手洗い、手指消毒
- ・利用中の職員、利用者のマスク着用
- ・30分に1回5分間の換気
- ・半日に1回、トイレの消毒
- ・排泄後、食事やおやつ前の手指消毒
- ・利用者帰宅後の利用者が触れる場所（テーブル、椅子、手すり等）の消毒

- ・職員昼食時は常に換気を行い、向かい合わせにならないよう横並びで食べる
今後も同様の対策を継続しながら、利用者のワクチン接種に対する予約の支援を行う。
それと同時に情勢を把握し、対策をいつを目途に解除するかを慎重に検討していく。

【介護職員に対する処遇改善】

- 処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱの算定をしていたが、前年度よりベースアップ支援加算の算定も開始し、合計で介護報酬収入の8%の処遇改善加算を算定している。
今後も介護職員の処遇の改善を続けていく。